

見積参加者 様

07 静 保 健 高 第 3066 号  
令 和 8 年 1 月 13 日

静岡市長 難 波 喬 司  
(保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課)

見積書の提出について（通知）

次のとおり、随意契約の見積書を徴取しますから、お知らせします。

記

|             |                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約の方法       | 随意契約                                                                                                               |
| 見積りに付する業務名  | 令和8年度保健高委第22号 静岡市配食型見守りサービス事業（その1）                                                                                 |
| 施行場所        | 静岡市内                                                                                                               |
| 見積書の提出期限・場所 | 令和8年2月24日（火） 正午 まで<br>静岡市役所 静岡庁舎新館14階 高齢者福祉課                                                                       |
| 見積採用通知の日時等  | 令和8年2月25日（水）<br>午後2時00分から午後5時00分までの間に<br>見積採用者に対してのみ電話で通知する。                                                       |
| 施行期間        | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで                                                                                            |
| 設計書・仕様書・図面  | 別紙                                                                                                                 |
| 摘要          | ・この業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この業務に係る予算の減額又は削除があったときは、静岡市はこの契約を変更又は解除することができる。<br>・暴力団排除のための措置は裏面のとおりです。 |

- （注） 1 見積心得を承知の上、見積参加してください。  
2 この通知書及び仕様書、その他不明な点は、上記担当課にお問い合わせください。

キ リ ト リ

受領書

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 業務名 | 令和8年度保健高委第22号 静岡市配食型見守りサービス事業（その1） |
| 業者名 |                                    |
| 受領者 |                                    |

#### 暴力団排除の措置

- 1 暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものは、この見積りに参加することはできない。
- 2 決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、当該決定を取り消し、契約を締結しない。
- 3 契約後に、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者、暴力団員等と密接な関係を有するものと判明した場合は、この契約から排除する。
- 4 再委託を認める場合は、再委託の相手方も暴力団排除の対象とする。
- 5 契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への報告その他の暴力団排除のために必要な協力を行わなければならない。